⑹　設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	1,627,314	1,351,926	1,351,926	893,825	1,098,469	0	0
⑺　連結実質赤字額	32,294,035	0	0	18,503	0	0	0
⑻　組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0	0
⑼　地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	272,617	265,787	265,787	1,168,301	1,208,339	864,766	8,178,345
⑽　地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	3,005,074	2,649,185	2,649,185	2,369,589	2,335,594	833,750	633,380
⑾　地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	5,449,187	5,552,232	5,552,232	5,646,758	5,783,431	1,053,945	593,717
⑿　標準財政規模	4,576,329	4,687,507	4,687,507	5,096,833	5,142,849	3,483,283	3,373,243
⒀　算入公債費及び算入準公債費の額	611,539	599,341	599,341	607,262	603,916	242,000	141,951

（単位：%）

⒁　将来負担比率	1,164.0	1,091.1	1,091.1	935.2	922.5	108.2	—

第５　再生振替特例債の償還の状況

借入額　32,199,000千円

利　率　17年償還（３年据置）元利均等　1.50%

（単位：千円）

区分＼年度		計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）	平成22年度（第２年度）	平成38年度（実質最終年度）	平成41年度（最終年度）
前年度未償還元金	計画値	0	(32,199,000)	32,199,000	2,529,952	0
	実績値	0	(32,199,000)	32,199,000	2,529,952	0
償還額	計画値	0	0	453,212	2,558,449	0
	実績値	0	0	453,212	2,558,449	0
元金	計画値	0	0	0	2,529,952	0
	実績値	0	0	0	2,529,952	0
利子	計画値	0	0	453,212	28,497	0
	実績値	0	0	453,212	28,497	0
未償還元金	計画値	0	32,199,000	32,199,000	0	0
	実績値	0	32,199,000	32,199,000	0	0

第６　健全化判断比率の状況

（単位：%）

健全化判断比率＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）		平成22年度（第２年度）		平成38年度（実施最終年度）	平成41年度（最終年度）
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
実質赤字比率	703.60 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (14.94)	0.00 (14.91)	0.00	0.00
連結実質赤字比率	705.67 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.36 (19.94)	0.00 (19.91)	0.00	0.00
実質公債費比率	42.1 (25.0)	36.8 (25.0)	36.8 (25.0)	43.1 (25.0)	42.8 (25.0)	85.6	7.4
将来負担比率	1,164.0 (350.0)	1,091.1 (350.0)	1,091.1 (350.0)	935.2 (350.0)	922.5 (350.0)	108.2	—

第７　その他財政の再生に必要な事項の措置の状況

財政再生計画の策定後に生じた新たな諸課題に対応するため、事務事業の必要性や緊急性などを十分検討した上で、財源確保を図りながら、計４回の計画変更を行った。

○総務省告示第八十五号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第五条第五項の規定に基づき、同条第三項において準用する同条第二項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十四年三月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

一　健全化法第五条第三項において準用する同条第二項の規定による報告の概要

青森県大鰐町　財政健全化計画の概要（変更後）

１　早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

○　将来負担比率：392.6%（早期健全化基準は350%）

第三セクターの債務に対する損失補償等

○　計画変更について

第三セクター等の債務の償還方法等の見直しに伴い、財政健全化計画の変更をするものである。